

## 【 検査 】

### 316 高血圧症に対する末梢血液像（鏡検法）の算定について

《令和6年10月31日》

#### ○ 取扱い

- ① 初診時の高血圧症に対するD005「6」末梢血液像（鏡検法）の算定は、原則として認められる。
- ② 再診時の高血圧症に対するD005「6」末梢血液像（鏡検法）の算定は、原則として認められない。

#### ○ 取扱いを作成した根拠等

末梢血液像（鏡検法）は、赤血球、白血球、血小板の形態変化や異常細胞の有無を観察する検査である。血液疾患のみならず、疾患特異性は低いものの、他の疾患の除外診断を目的として一般的に用いられている検査であり、高血圧症の初診時においても同様である。

以上のことから、初診時の高血圧症に対する当該検査の算定は原則として認められる、再診時の高血圧症に対する当該検査の算定は原則として認められないと判断した。